

三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和 8 年 4 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 4 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 1 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 8 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

堀江 博	○	岡根 譲	○	石原 剛	○
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畑 忠司	ー	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	○	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	○
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

伊藤 敏雄	○	石井 宏昭	○	森 正典	○
三崎 幸則	○	石井 義二	○	増田 幸司	○
組橋 祐児	○	三野 一美	○		

2. 署名委員

1 1 番 藤田 幸治
2 1 番 細川 高文

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
副 主 任 辻 拓哉
主 事 土井 太陽

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 3 号 非農地証明願いの件について
議案第 4 号 地域計画変更の意見聴取について
議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地通知の件について
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第 8 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
その他の件について

7. 開会	【午後1時30分】				の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
事務局長	ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。	議長	ただいまから、三豊市農業委員会4月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号11番 藤田 幸治 委員、議席番号21番 細川 高文 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。		
会長	皆さん、こんにちは。4月に入りましたが、天候の悪い日が続いており、なかなか田んぼに入れない状況が続いております。そうした中でも、早期米のコシヒカリでは田植えが始まり、代かきや田植え作業も各地で進められております。農協の苗も本日から数日にかけて多く出荷されると聞いており、皆さん大変お忙しい時期を迎えておられることと思います。そのような中、4月定例総会にご出席いただきありがとうございます。私どもも委員として1年が経過いたしました。この間、さまざまな案件がありましたが、特に近年は農地を取り巻く状況が大きく変化しており、農地転用案件も増加しております。その中で、皆さんにお伝えしておきたいことがあります。太陽光発電施設に関する国や県の動きについてです。これまで太陽光発電は積極的に推進されてきましたが、年月の経過により、撤去が必要となる案件も出てきております。また、第1種農地や基盤整備済み農地に支柱を立て、その上で太陽光発電を行い、下部で野菜などを栽培する営農型太陽光発電についても、多くの事例が許可されております。しかし、実際に点検を行うと、営農状況などに問題が見られるケースも多く、国としても太陽光発電に係る農地転用の審査をこれまで以上に厳格化する方針となっております。特に営農型太陽光発電については、計画どおり作物が栽培されているか、適切に耕作されているかを毎年確認し、年1回の報告を義務付けることとなっております。これまで太陽光発電施設が各地に広がってきましたが、今後はより慎重な審査が求められることとなります。皆さんの地域でも今後案件が出てくる可能性があります。簡単に許可されるものではないということをご理解いただき、事業を検討されている農家や業者の方にも、その旨をお伝えいただければと思います。本当に意欲を持って取り組む事業に限定されていくものと思われます。また、本日の案件にも事業関係のものがありますが、本日朝の農振協議会では、農業振興地域からの除外案件として大規模案件が3件審議され、承認されております。内容としては、運送業者の中継施設、ドラッグストア、個人向け分譲住宅などで、いずれも大規模な農地転用案件となっております。今後、県の手続きを経て、本委員会にも転用申請や売買案件として、おそらく5条申請で上程される見込みです。本日の案件数はそれほど多くはありませんが、事業案件なども含まれております。委員の皆さんにおかれましては、どのようなことでも結構ですので、積極的にご発言いただき、円滑な議事進行にご協力いただければと思います。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。最後までよろしくお願いいたします。	事務局	議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。		
			〔 議案第1号 番号1号から番号3号を朗読 〕		
			番号2の一部は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当しております。第1種農地は、原則転用不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において保有するもの、日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に当たります。そのほかは、第2種農地です。以上2点につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する一致基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防御措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。		
		議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。		
		一同	〔 なしの声あり 〕		
		議長	ないようでございますので、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。		
		一同	〔 異議なしの声あり 〕		
		議長	ないようですので、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。3ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。		
事務局長	ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は8番 小畑忠司 委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条	事務局	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。		
			〔 議案第2号 番号1号から番号9号を朗読 〕		

		番号8は、第3種農地に該当し、その他は第2種農地です。以上9件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する一致基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防御措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
1 5 番		番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲受人は、申請地に隣接する場所で建築関係の会社を経営しており、隣接地に会社事務所があります。以前から、事務所近くで重機置場及び駐車場用地を探していたところ、申請地を所有する譲渡人との協議が整い、このたびの申請に至ったものです。なお、水利関係者とも協議済みであり、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 9 番		番号9号について説明いたします。現地確認を行いました。現在は臨時駐車場として使用されております。このたび売買が成立し、申請に至ったものです。周囲の環境への影響も特にないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。5ページをお開きください。議案第3号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第3号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。
		〔 議案第3号 番号1号から番号4号を朗読 〕
		以上4件、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
5 番		番号1、2号について説明いたします。かなり以前からのことであり、宅地化された詳細な時期や経過については不明ですが、長年にわたり地域集落の自治会場として利用されております。申請地は市道等

		に挟まれた土地であり、隣接農地也没有。そのため、非農地として取り扱うことについて特に支障はないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 1 番		番号3号について説明いたします。現地確認を行いました。かなり以前から農業用倉庫として使用されているとのこと。特に問題はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 8 番		番号4号について説明いたします。現地確認を行いました。かなり以前から駐車場として使用されていたようです。今後も引き続き同様の用途で使用する予定であり、特に問題はないものと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようでございますので、議案第3号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第3号「非農地証明願いの件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進めさせていただきます。別との資料をご覧ください。議案第4号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第4号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。
		〔 議案第4号 番号1号から番号9号を朗読 〕
議 長		事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
1 0 番		農業委員会として、このような大規模な転用案件について、安易に進めてよいものなのでしょうか。
事 務 局		農業委員会としては、農振協議会に付議された案件に対して意見を付する立場であり、本件については、第1種農地にも該当せず、基準を満たしていることから、特に問題はないものと考えております。
議 長		同様の質問が農振協議会でも出されました。「申請が上がってきたものについて、基準に適合しているという理由だけで許可していけば、農地はいくらでも減少してしまうのではないかな。歯止めはかからないのか」といった意見でありました。これに関連して、三豊市の農業振興地域の面積についても話題となりました。市として一定の農業振興

		地域面積を確保する必要があり、その管理については県とも連携しているものと思われま			
		す。仮に農地転用が進み、目標面積を下回るような場合には、新たな農振編入を求められるなど、県から一定の指導が行われる可能性もあると思われま			
		す。優良農地を守っていかなければならないという懸念については、まさにそのとおりであります。しかしながら、現行制度上、申請案件が法令や基準に適合している場合には、これを拒否することは難しい状況にあります。今回も大規模な農地転用案件が複数上がってきており、今後、来月または再来月には、5条申請として売買や転用案件が正式に上程される見込みです。このように優良農地が減少していく現状について、委員の皆様にも認識いただきたいと思いま			
		す。			
議	長	他にないようでございますので、議案第4号「地域計画変更の意見聴取について」をお諮りします。ご異議ございませんか。	事	務	局
一	同	〔 異議なしの声あり 〕			
議	長	ないようですので、議案第4号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号9号につきましては適当と認め、原案のとおり承認いたします。次に進めさせていただきます。7ページをお開きください。議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま	9	番	
		す。			
事	務	局			
		議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。			
		〔 議案第5号 番号1号から番号18号を朗読 〕			
		以上18件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われま	10	番	
		すのでご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。			
議	長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	12	番	
6	番	番号1号について説明いたします。申請地は譲受人の自宅前に位置しており、現在も借り受けて管理しております。現地確認を行ったところ、適切に管理されていることを確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
7	番	番号2号について説明いたします。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、今後耕作する予定がないことから、譲受人へ購入について相談していたところ、所有権移転の協議が整ったものです。特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号3号について説明いたします。申請地は道路に接しておらず、譲受人の所有農地を通らなければ進入できない状況であり、これまでも譲受人が耕作してきました。特段問題はないものと思われま	14	番	
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親子であり、本件は親子間における生前部分贈与によるものです。譲受人は会社員であります	15	番	
		が、親子で水稻を行う予定であり、農機具等も所有し、従事日数についても問題はないと認められます。現地は適切に管理されており、耕作に支障はないものと判断いたしました。特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号5号について説明いたします。譲渡人は高齢により規模縮小を考えていたところ、隣接する農地を所有している譲受人との間で、所有権移転の協議が整ったものです。申請地及び隣接農地についても十分に管理されており、特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号6号について説明いたします。譲受人が申請地の隣接農地を所有しており、話し合いの結果、所有権移転について協議が整ったものです。特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号7号について説明いたします。譲渡人は遠方に居住しており、今後の管理が困難であることから、譲受人へ相談したところ、譲受人はまもなく定年を迎え、定年後は農業を行いたいとの意向があり、今回の所有権移転について協議が整ったものです。特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号8号について説明いたします。譲渡人の家族に申請地を維持管理できる者がいないことから、譲受人に相談したところ、無償での所有権移転の協議が整ったものです。現地については、圃場と圃場の間のあぜを撤去し、一枚の圃場として整備したうえで、今後は水稻栽培を行う予定であります。特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			
		番号9号について説明いたします。譲受人は申請地の隣接農地を耕作しており、申請地についても、あぜを撤去して一枚の圃場として耕作したいとの意向があり、所有権移転について協議が整ったものです。			
		番号10、11、12号について説明いたします。譲受人は申請地の近くに所有する農地があり、この付近の農地をまとめて耕作したいとの意向があったことから、所有権移転について協議が整ったもので			
		す。			
		番号13号について説明いたします。譲受人は申請地の奥に建物を所有し、造園業を営んでおります。申請地は譲渡人による管理が十分でなく、現在、草木が繁茂している状況ですが、譲受人が伐採等を行い、適切に管理していく予定であることを確認しております。以上、5件について、特段問題はないものと思われま			
		すので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま			
		す。			

3	番	番号14号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親子です。譲渡人が高齢になったことから、生前贈与を行うものです。申請地については、草刈り等の最低限の管理はされており、今後も現状維持ができるのであれば、特段問題はないものと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	
18	番	番号15号について説明いたします。譲受人は東京から移住し、新規就農として農業に取り組む予定です。申請地では果樹栽培を行う計画であります。	4	番	番号1号について説明いたします。現地を確認したところ、木が生えており、このまま山林化が進むものと見受けられました。非農地として判断して問題ないと思います。
		番号16号について説明いたします。申請地は現在、木が若干生えている状況ですが、譲受人が少しずつ伐採・整備を行い、今後適切に管理していく予定であることを確認しております。	5	番	番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、雑木や雑草が繁茂している状況でした。非農地として判断して問題ないと思います。
		番号17号について説明いたします。譲受人は申請地周辺の農地を耕作しており、今回、申請地も併せて耕作することで、所有権移転の協議が整ったものです。以上、3件について、特段問題はないものと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。	6	番	番号3号について説明いたします。もともとお茶を栽培していた場所ですが、現在は耕作されておらず、草が繁茂しており、立ち入ることが困難な状態でした。
20	番	番号18号について説明いたします。申請地の一部については、住宅建築のため農地法第5条申請が提出されており、残地部分については耕作を行うため、農地法第3条申請が提出されたものです。特段問題はないものと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。			番号4号について説明いたします。元は茶畑ですが、現在は木がかなり生えている状態になっていました。
議 長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。			番号5号について説明いたします。現在は立ち入ることができるような状態ではなく、細い進入路がありますが、その進入路も塞がれているような状態でした。
一 同		〔 なしの声あり 〕			番号6号について説明いたします。現地は立ち入ることができるような状態ではありませんでした。周囲には木が繁茂しており、何か所か倒木もあって、進入が困難な状態でした。いずれも非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		ないようでございますので、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。	7	番	番号7号、8号について説明いたします。どちらも森林化しており、いずれも非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕	12	番	番号9号、11号、12号について説明いたします。こちらは木が生え、大きく成長しておりました。
議 長		ないようですので、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号につきましては許可することと決定いたします。次に進めさせていただきます。12ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	14	番	番号10号について説明いたします。中へ入れないような状態でした。いずれの箇所も共通して傾斜がきつく、復旧は到底難しいと思われますので、非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事 務 局		議案第6号「非農地通知の件について」を説明いたします。	15	番	番号13号について説明いたします。現地を確認したところ、非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		〔 議案第6号 番号1号から番号24号を朗読 〕			番号14号、15号について説明いたします。いずれも草木がかなり生えており、山林化している状況で、農地としての利用は難しいと思います。非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		以上24件、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。	3	番	番号16号について説明いたします。現地を確認したところ、現在

		は雑木が多く生えており、立ち入ることができる状況ではありませんでした。非農地として判断して問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 8	番	番号 1 7 号について説明いたします。現在は耕作されておらず、非農地が妥当だと思います。
		番号 1 8、1 9 号について説明いたします。現地は中へ入れないような状態でした。いずれも非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 9	番	番号 2 0 号、2 1 号、2 2 号について説明いたします。現地を確認したところ、山林原野化しており、農地としては再生不能だと思います。いずれも非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
2 0	番	番号 2 3 号について説明いたします。現地を確認したところ、非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1	番	番号 2 4 号について説明いたします。長年耕作されておらず、もう何十年も入っていないということで、山林化しております。非農地として判断して問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようでございますので、議案第 6 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 2 4 号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第 6 号「非農地通知の件について」の番号 1 号から番号 2 4 号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進めさせていただきます。別とじの資料をご覧ください。議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。今回は、令和 8 年 6 月を始期とする案件であり、合計 2 3 9 筆が対象となっております。各委員におかれましては、ご自身の担当区域に係る内容についてご確認いただきますようお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようでございますので、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の件について」の 2 3 9 件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。2 7 ページをお開きください。議案第 8 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
		〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 5 号を朗読 〕
		以上 1 5 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議	長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようでございますので、議案第 8 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の 1 5 件の報告事項は異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。3 6 ページをお開きください。議案第 9 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第 9 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。
		〔 議案第 9 号 番号 1 号から番号 6 号を朗読 〕
		以上 6 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議	長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。
3	番	申請番号 1 について、現況が山林原野となっているが、何も作付けしていないということでしょうか。
事 務 局		借りたまま、契約はあったが耕作は全然しておりませんでした。非農地とするために契約を解約したものです。
議	長	他にないようでございますので、議案第 9 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の 6 件の報告事項は異議なしと認

めます。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 令和8年度三豊市農政部補助事業関係について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
3. 令和7年度三豊市農業委員会事業実績について
4. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和8年5月20日（水）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月7日（木）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 譲	豊中町：筒井 義朝
		詫間町：松永 克喜	仁尾町：木下 一雄

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
5月15日（金） 13：30～	三豊市農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	みとよ未来創造館3階大ホール

閉 会 【 午後 3時50分 】